橋梁付属物工
落橋防止装置工　８箇所
地覆工　27㎥
鋼橋足場等設置工
橋梁足場工　１式
仮設工
仮桟橋工　１式
工事用道路工　１式
業務委託料
磁気探査　１式

4　工事区分　鋼橋上部工事Ａ等級

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成25年11月13日から平成25年12月13日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時15分まで。

⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数　構成員の数は、２社とする。

⑵　構成員の組合せ　構成員の組合せは、当局による一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事Ａ等級」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。

⑶　構成員の資格要件　すべての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。

⑷　出資比率　すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率でなければならない。

⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定されたときから工事の請負代金の完成払をしたときまで。

②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定されたときから契約の相手方が確定したときまで。

7　資格審査申請書類

⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

⑵　共同企業体等調書

⑶　経審結果通知書の写し
※平成25・26年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

⑷　共同企業体協定書の写し

8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司が公告する入札参加資格の確認を受けること。

⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

国道45号新気仙大橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年 11 月 12 日

東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事名　国道45号新気仙大橋上部工工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　岩手県陸前高田市矢作町大嶋部～陸前高田市高田町栃ケ沢地内

3　工事内容　鋼７径間連続箱桁橋１橋、橋長Ｌ＝438.0m、幅員Ｗ＝12.0m、上部工製作・輸送工・架設工約1,900ｔ、橋梁付属工１式

4　工期　契約締結日の翌日から平成27年７月６日まで

5　申請の時期　平成25年11月12日から平成25年11月26日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年11月12日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成24年10月１日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。
ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。